

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
(県例規集登載)

建築指導課

- 包括外部監査契約の締結
(県例規集登載)

行政改革推進室

- 優良図書の推奨

男女共同参画青少年課

- 有害図書の指定

長寿社会課

- 指定居室サービス等の事業の廃止

治山課

- 保安林の解除予定

都市計画課

- 都市計画下水道の事業計画の変更認可

【公告】

- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

人事委員会

人事委員会

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(県例規集登載)

目次

担当課（室）

平成28年4月12日 岡山県公報 第11777号

◎岡山県告示第二百五十一号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金から適用する。

平成二十八年四月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表土木部の部公共下水道建設事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県空き家等除却事業費補助金	適正な管理が行われていない空き家等の除却の促進	市町村	空き家等の除却工事に要する経費	<p>1 所有者等が空き家等を除却する場合 補助対象経費のうち、市町村が所有者等に補助する費用（市町村負担分に限る。）の二分の一以内。ただし、一の空き家等につき二十五万円を限度とする。</p> <p>2 所有者等から空き家等及びその土地の寄付を受け、市町村が空き家等を除却する場合 補助対象経費のうち、市町村が負担する費用の二</p>
-----------------	-------------------------	-----	-----------------	---

分の一以内。ただし、一の空き家等につき二十五万円を限度とする。

◎岡山県告示第二百五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

平成二十八年四月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成二十八年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費とする。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 青木 靖英

住所 岡山県岡山市北区栢谷一〇〇五番地一

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払をする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、前金払をすることができる。

◎岡山県告示第二百五十三号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成二十八年四月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	発 行 所	対 象
1	ぼくはいつたいたいなんやねん	岡 田 よしたか 著	佼成出版社	幼 児
2	えんぎがいい	雨 宮 尚 子 作・絵	白 泉 社	小学生(低)
3	ゆうかん猫ミランダ	エリナー・エスライヌ 著 エドワード・アーグアイズニー 絵 津 森 優 子 訳	岩 波 書 店	〃 (中)
4	せかいのはてのむこうがわ	たなか やすひろ 作	B L 出 版	〃 (中)
5	WONDER (ワンダー)	R・Jパラジオ 作 中 井 はるの 訳	ほ る ぶ 出 版	〃 (高)
6	なりたて中学生 初級編	ひ こ・田 中 著	講 談 社	〃 (高)
7	21歳男子、過疎の山村に住むことになりました	水 柿 大 地 著	岩波ジュニア新書	中 学 生

◎岡山県告示第二百五十四号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十八年四月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番号	種別	名 称	岡山県知事	伊原 木 隆 太	発行者等
1	月刊誌	裏モノJAPAN	5月号	鉄 人 社	
2	”	恋愛白書パステル	5月号	宙 田 版	
3	”	恋愛天国パラダイス	5月号	竹 書 房	

平成28年4月12日 岡山県公報 第11777号

◎岡山県告示第二百五十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年四月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

医療法人社団井口会

2 所在地

岡山県真庭市落合垂水二五一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

総合病院 落合病院

2 所在地

岡山県真庭市落合垂水二五一

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三一三四一〇〇八〇

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

◎岡山県告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十八年四月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

瀬戸内市邑久町尻海字殿屋敷四九六の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十八年四月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市祐安字青江二〇三一の四、酒津字狼谷二〇四二の二三、字青江山二一六一の

四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

平成28年4月12日 岡山県公報 第11777号

◎岡山県告示第二百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業岡山公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年四月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市	施行者の 名称
岡山県南広域都市計 画下水道事業 岡山公共下水道	事業の種類及び名称
昭和二十七年十月一日 から 平成三十二年三月三十 一日まで	事業施行期間
収用の部分 なし 使用の部分 なし	事業地

〔二五一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により倉敷市から岡山県南広域都市計画特別用途地区及び岡山県南広域都市計画用途地域についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画特別用途地区

岡山県南広域都市計画用途地域

二 都市計画の変更年月日

平成二十八年三月二十九日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、倉敷市役所都市計画部都市計画課において縦覧に供する。

◎岡山県人事委員会規則第二十三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年四月十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「職務の級」を「等級」に改める。

別表第一の注中「級別標準職務表の級」を「給与条例別表第六の等級別基準職務表の等級」に改める。

別表第二及び別表第三中「~~職務の級~~」を「~~級 級~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。